

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表(2020年4月1日改定)

条項	新条文	旧条文
第7条(貸渡契約の成立) 第6項	6.借受人との間に既に予約契約が成立している場合、レンタカーの引渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとし、受領済の予約申込金は貸渡契約が成立した時点で貸渡料金の一部に充当されます。	6.借受人との間に既に予約契約が成立している場合は、 <u>前項に基づくレンタカーの引渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。</u> なお、レンタカーの引渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとし、受領済の予約申込金は貸渡契約が成立した時点で貸渡料金の一部に充当されます。
第7条(貸渡契約の成立) 第7項の後段	この場合には、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。	この場合には、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。なお、当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。
第8条(貸渡契約の締結の拒絶) 第2項	前項の場合において、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。	前項の場合において <u>取扱い</u> 、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
第17条(借受人都合による貸渡の中途終了) 第2項	2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。 【解約手数料】 (貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金)×50% <u>ただし、当社が別途定める限度額を上限とします。</u>	2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。 【解約手数料】 (貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金)×50%
第26条(駐車違反の場合の措置等) 第5項	<u>5.警察又は都道府県公安委員会から当社に対し駐車違反の連絡があった場合、当社は借受人に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができます。なお、借受人が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、借受人が反則金を納付したときは、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を控除した金額を借受人に返還するものとします。</u>	(新設)
第26条(駐車違反の場合の措置等) 第6項	6.当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、又は借受人又は運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合、 <u>又は都道府県公安委員会より車両の使用制限(運転禁止)を受けた場合には</u> 、当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1)放置違反金相当額 (2)当社が別途定める駐車違反違約金 (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用 <u>(4)当社が別途定める使用制限(運転禁止)による営業補償金</u>	5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、又は借受人又は運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1)放置違反金相当額 (2)当社が別途定める駐車違反違約金 (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
第34条(返還場所等) 第2項	2.借受人又は運転者が、第18条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所においてレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。 【返還場所変更違約料】 返還場所の変更によって必要となるレンタカー移動費用 <u>を含めた実費相当額及び損害額</u>	2.借受人又は運転者が、第18条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所においてレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。 【返還場所変更違約料】 返還場所の変更によって必要となるレンタカー移動費用×3

条項	新条文	旧条文
第 42 条(自動車メーカー等による車両情報の取得)	<p><u>第 42 条(自動車メーカー等による車両情報の取得)</u> <u>借受人又は運転者は、レンタカー車両に自動車メーカー、自動車販売会社および自動車メーカー等の提携事業者(以下「自動車メーカー等」といいます)のカーナビ等車載機器が搭載されている場合があります、自動車メーカー等が以下のとおり車両情報を取得する場合がありますことを異議なく承諾します。</u></p> <p>(1) <u>主な車両情報</u> 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報等</p> <p>(2) <u>利用目的</u> 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。</p> <p>(3) <u>本条に基づく車両情報の取得者及び責任者</u> 自動車メーカー等</p> <p>(4) <u>保存期間</u> 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。</p>	(新設)
第 43 条(本約款等の変更)	<p>1. 当社は、借受人の事前の承認なしに、<u>次項に定める方法</u>により、本約款及び細則を変更することがあります。</p> <p>2. 本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条 8 項記載の当社ホームページに掲載する <u>方法または当該変更内容に照らし適切な方法</u>で借受人に告知することにより行うものとします。</p> <p>3. 前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日 <u>または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日</u>より生ずるものとします。</p>	<p>1. 当社は、借受人の事前の承認なしに、<u>第 2 項に定める方法</u>により、本約款及び細則を変更することがあります。</p> <p>2. 本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条 8 項記載の当社ホームページに掲載する方法で借受人に告知することにより行うものとします。</p> <p>3. 前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日より生ずるものとします。</p>

ネットクレジットカード決済特約 新旧対比表(2020年4月1日改定)

条項	新条文	旧条文
第 11 条(本特約等の変更)	<p><u>第 11 条(本特約等の変更)</u></p> <p>1. <u>当社は、予約者の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本特約を変更することがあります。</u></p> <p>2. <u>本特約の変更は、変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で予約者に告知することにより行うものとします。</u></p> <p>3. <u>前項に基づく本特約の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。</u></p>	(新設)

特定車両に係る貸渡約款特約 新旧対比表(2020年4月1日改定)

条項	新条文	旧条文
第 8 条(本特約等の変更)	<p><u>第 8 条(本特約等の変更)</u></p> <p>1. <u>当社は、借受人および運転者の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本特約を変更することがあります。</u></p> <p>2. <u>本特約の変更は、変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で借受人に告知することにより行うものとします。</u></p> <p>3. <u>前項に基づく本特約の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。</u></p>	(新設)

タイムズカーレンタル法人会員サービス規約 新旧対比表(2020年4月1日改定)

条項	新条文	旧条文
第12条(規約の変更及び承認)	第12条 (規約の変更及び承認) 3. 前項に基づく本規約の変更の効力は、本ホームページに掲載した 効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より 生ずるものとする。	第11条 (規約の変更及び承認) 3.前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した 時点で効力 を生ずるものとする。
第3条(法人会員の申込)第1項	1.本サービスの利用を希望する者は、本規約を承認のうえ、タイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」という)が別途定める「タイムズビジネスサービス規約」に基づきタイムズビジネスサービス会員の入会申し込みを行い、タイムズビジネスサービス会員となった者が申し込むものとする。	1.本サービスの利用を希望する者は、本規約を承認のうえ、タイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」という)が別途定める「タイムズビジネスサービス 会員 規約」に基づきタイムズビジネスサービス会員の入会申し込みを行い、タイムズビジネスサービス会員となった者が申し込むものとする。
第9条(本サービスの利用資格の停止、取消)第1項(11)	第9条 (本サービスの利用資格の停止、取消) (11) パーク24グループ各社 (https://www.park24.co.jp/company/about/group.html) が提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約、約款に定めるサービス利用資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスの利用資格を停止又は取消されたとき	第8条 (本サービスの利用資格の停止、取消) (11) タイムズビジネスサービス会員サービスの各種サービスに関する規約、約款に定めるサービス利用資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスの利用資格を停止又は取消されたとき
第3条(法人会員の申込)第2項	(削除)	3.法人会員は、タイムズビジネスサービス会員規約に定める会員資格の停止若しくは取消事由に該当し、又は、当該法人会員が利用を承認されたサービスに関する規約又は約款に定める利用資格の停止若しくは取消事由に該当した場合には、本サービスの利用資格も停止又は取り消されるものとする。
第4条(レンタカーの利用)第3項	3.法人会員は、タイムズカーレンタル貸渡約款及び細則並びに本規約に基づきレンタカーを借り受けるものとし、その利用に係る代金等の支払についてはタイムズビジネスサービス規約に従うものとします。なお、タイムズカーレンタル貸渡約款及び細則並びに本規約の規定が相互に抵触する場合、本規約の定めが優先するものとします。	3.本サービスに基づき法人会員がレンタカーを利用する場合のレンタカー貸渡料金及び付帯条件は、タイムズモビリティが別途定めるものに従う。
第5条(代金決済)第3項・4項	3.第1項の規定及びタイムズビジネスサービス規約の定めにかかわらず、タイムズモビリティが別途承認する場合は、法人会員は、レンタカー利用代金、及びこれに係る遅延損害金について、直ちに当該金銭債務を別途タイムズモビリティが定める方法でタイムズモビリティに直接支払うものとする。	3.法人会員が、本規約に基づきタイムズモビリティに対し負担するレンタカー利用代金を約定期日に支払わない場合には、法人会員は、その日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による損害金を付加して支払わなければならないものとする。 4.前項の定めにかかわらず、タイムズモビリティが別途承認する場合は、法人会員は、レンタカー利用代金 その他第2項、第3項に規定する金銭債務が発生する都度 、直ちに当該金銭債務を 現金又はクレジットカードにて タイムズモビリティに直接支払うものとする。
第5条(代金決済)第4項	4.法人会員がレンタカー利用代金、駐車違反関係費用その他これらに関連する金銭債務の支払いを怠り、又は第9条に記載の事由が発生した場合、タイムズモビリティは、法的措置を講じることができる。また、タイムズモビリティがレンタカー利用代金の回収に要した費用(弁護士費用を含む)は、すべて法人会員が負担するものとする。	5.法人会員がレンタカー利用代金その他第2項、第3項に規定する金銭債務の支払いを怠り、又は第8条に記載の事由が発生した場合、タイムズモビリティは、法的措置を講じることができる。また、タイムズモビリティがレンタカー利用代金の回収に要した費用(弁護士費用を含む)は、すべて法人会員が負担するものとする。
第5条(代金決済)第1項	1.法人会員は、原則として、タイムズモビリティに対するレンタカー貸渡料金等(以下「レンタカー利用代金」という)を、 タイムズビジネスカードにより決済するものとし、タイムズビジネスサービス規約に基づき支払うものとする。	1.法人会員は、原則として、タイムズモビリティに対するレンタカー貸渡料金等 の債務 (以下「レンタカー利用代金」という)を、タイムズビジネスサービス 会員 規約に基づき支払うものとする。

条項	新条文	旧条文
第 6 条(期限の利益の喪失)	<p><u>第 6 条(期限の利益の喪失)</u></p> <p><u>1.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、タイムズビジネスサービス規約に基づく一切の債務及び本規約に基づく一切のサービスについて当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</u></p> <p><u>(1)仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき</u></p> <p><u>(2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき</u></p> <p><u>(3)自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、又は一般の支払いを停止したとき</u></p> <p><u>(4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合</u></p> <p><u>(5)会員が本規約に基づく法人会員としての資格又はタイムズビジネスサービス規約に基づくタイムズビジネスサービス会員として資格を取り消された場合</u></p> <p><u>2.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求によりタイムズビジネスサービス規約に基づく一切の債務及び本規約に基づく一切のサービスについて当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</u></p> <p><u>(1)当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき</u></p> <p><u>(2)本規約又はタイムズビジネスサービス規約上の義務に違反し、その違反が本規約又はタイムズビジネスサービス規約の重大な違反となるとき(3)その他信用状態が悪化したとき</u></p> <p><u>3.会員は、前 2 項の債務を支払う場合には、当社の指定する口座に送金して支払うものとします。但し、当社が別途支払い方法を指定する場合は、当該指定の方法に従うものとします。</u></p>	(新設)

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。